

# 農林水産商工常任委員会資料

(令和6年3月19日)

## 項 目

- ・工業用水道事業に係る埋立事業の附帯事業化について . . . . . 2

企 業 局

# 工業用水道事業に係る埋立事業の附帯事業化について

令和6年3月19日  
企業局経営企画課

地域産業発展のための基盤整備として工業団地を造成し、分譲に取り組んできたところ、境港外港昭和地区工業団地及び米子港旗ヶ崎地区工業団地については分譲が完了し、境港外港竹内地区工業団地も事業規模が縮小してきたことから、埋立事業を工業用水道事業の附帯事業とすることについて検討したので、報告します。

## 1 埋立事業の現状

企業局の実施する埋立事業は、近年、企業進出が続き、企業局で整備した3地区のうち境港外港昭和地区工業団地及び米子港旗ヶ崎地区工業団地については分譲が完了し、境港外港竹内地区工業団地も残り4区画（約4ha）となり、事業規模が縮小してきた。

- ア 境港外港昭和地区工業団地（昭和42年度分譲開始～平成29年度分譲完了）
- イ 米子港旗ヶ崎地区工業団地（昭和52年度分譲開始～令和5年度分譲完了）
- ウ 境港外港竹内地区工業団地（昭和61年度分譲開始～現在残り4区画）

## 2 埋立事業の附帯事業化

### (1) 方針

境港外港竹内地区工業団地内には、日野川工業用水道が布設されており、残区画の企業誘致活動に当たっては、工業用水利用企業の誘致活動と併せて行うことが効率的であり、工業用水道事業と埋立事業の一体的な運営を行うことにより、資金の有効活用・経営合理化が図られ工業用水道事業の経営改善に繋げることができるため、令和7年度を目途に埋立事業を工業用水道事業の附帯事業として位置付けたい。

### (2) 附帯事業化による効果

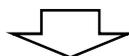
- ①竹内工業団地への企業誘致活動と工業用水利用企業の誘致活動を併せて行うことで、より一層、事業間の連携強化及び他県との競争力の向上が図られる。
- ②工業用水道事業は地方公営企業法上、事業毎に特別会計を設置し原則独立採算で行う必要があり、長期貸付等の場合を除き、他会計の資金を工業用水道事業で活用することはできないが、埋立事業を工業用水道事業の附帯事業とすることにより、埋立事業の安定的な収入（約6～7千万円/年）を工業用水道事業で活用することができ、経常損失の縮減及び内部留保資金の増加が図られるとともに、一体的な運営を行うことにより共通経費などの削減が可能となり、経営改善が図られる。

## 3 埋立事業の附帯事業化による工業用水道事業の経営見通し

### 【附帯事業化前】

<単位：百万円>

区分	R5	R6	R7	R8	…	R16	R17	R18
経常損益	△176	△154	△159	△142	…	△89	△89	△76
内部留保資金	231	232	227	254	…	△60	△87	△124



### 【附帯事業化後（※）】

<単位：百万円>

区分	R5	R6	R7	R8	…	R16	R17	R18
経常損益	△176	△154	△74	△38	…	△52	△52	△29
内部留保資金	231	232	504	447	…	451	451	451

（※）埋立事業の残り4区画をR8年度までに分譲した場合

## 4 今後のスケジュール

### (1) 令和6年9月定例会（条例改正案及び廃止案を付議）

- ア 鳥取県営企業の設置等に関する条例の改正
- イ 鳥取県営埋立事業についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例の廃止

### (2) 令和6年度末まで

- ア 地方公営企業法適用除外（埋立事業）に係る総務大臣報告
- イ 財務会計システムの改修
- ウ 鳥取県企業局財務規程等改正

### (3) 令和7年4月 附帯事業化